

## 長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会（第7回）議事概要

開催日時 平成19年8月28日（火）午後2時から  
開催場所 県庁議会増築棟第1特別会議室  
出席委員 市川委員 青木委員 岡村委員 小林委員 沼尾委員  
県出席者 浦野総務部長、藤森行政改革課長ほか

### 1 開 会

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を開会いたします。

初めにお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料の1は、前回までの専門部会で検討いただいております団体別のシートの資料で、基本的に前回と同じ内容でございますが、3団体、前回のご意見を踏まえまして資料をつくり直してございます。13ページの長寿社会開発センター、16ページの土地開発公社、19ページの下水道公社、こちらの方は作り直してございます。それから資料の2が前回までの審議の結果をまとめたものでございます。資料の3は、下水道公社関係の資料でございます。資料の4が報告書の案でございます。総論と、それから前回までに方向性を決定していただいた15団体分を記載してございます。本日、再検討する予定の3団体に関する部分は空欄となっております。

本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づきまして、市川部会長にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

### 2 議 事

#### (1) 改革基本方針の修正の必要性についての検討

（市川部会長）

それでは、専門部会の審議をこれから進めさせていただきます。前回の検討会におきまして、さらに検討を要する必要があるという、結論を留保したものでございますが、3団体あったわけでございます。その3団体につきまして、本日は追加資料を提出していただいておりますので、この説明を受けながら審議を進めてまいりたいと思います。

それではまず土地開発公社から進めたいと思います。お願いいたします。

（特）長野県土地開発公社

（藤森行政改革課長）

それでは資料1の16ページをお願いいたします。土地開発公社につきましては、前回までの議論の中で、一つは用地先行取得は今後とも一定の事業量があると、20億円なり40億円ということで、今後も事業量があると。もう一つは公社が持っている機能、民間資金を活用して基本的に用地買収をするというような、その機能を活用することで、県全体として用地取得の選択肢が広がるというようなことから、部会の方向性とすれば、公社の機能は存続させたらどうかというような議論をいただいているというふうに考えております。

それをベースにして、県の考え方をこのペーパーで改めて整理をさせていただきました。右上の県の考え方という欄がございます。「機能は存続」ということですが、公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とするということでございます。「県の考え方」としてございます。今までは、「所管部局・団体の考え方」ということで記載してまいりましたけれども、プロパー職員の雇用にかかわる問題がございます。そういう意味で、私ども総務部としても、企画局と一緒に検討して、(県の)考え方としてまとめさせていただきます。

16ページ、左側のページの方は、前回までの記載内容と同様でございます。一番下のところで機能を活用したらどうかと、その方が県全体としてはメリットがあるのではないかなというような結論にしてございます。今日ごらんいただきたいのは、右の17ページの(2)のところでございます。公社の職員体制をどうするかということでございます。公社とすれば、一定の用地取得業務はあるということでございますけれども、当然その年度によって増減があるということで、できるだけコストを抑える必要があるのではないかなということで、以下のような対応をしたいということでございます。

一つは、公社の業務は、その機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施をする、事業量に応じた必要最低限の職員体制にするということで。現行の基本方針では、廃止の時期、平成24年末ということになっておりましたけれども、それまでに土地開発公社のプロパー職員をゼロにしたいということでございます。

プロパー職員のうち、50歳未満の4名、これはほかの職員につきましては、24年度までには定年を迎えるということでございますが、この4名につきましては、県がその専門性を活用して、県の用地取得事務に従事させるということが有効であるということから、県職員への採用を希望する人で、選考考査の上、適当な人については県職員に採用したいということでございます。県としてもプロパー職員の雇用については責任があるということで、雇用の確保については最大限の努力をしたいということでございます。それからプロパー職員の新規採用については、今後、行わないということでございます。それと、公社の規模が縮小するということで、総務部門、庶務・経理といった部門については、他の団体あるいは県で担いたいということでございます。

それから、では職員体制をどうするかということでございますが、毎年一定量のその用地取得業務はありますので、常時何人かの職員は必要になるかと思えます。ただ、年度によって事業量が増減するということで、これに弾力的に対応するという考え方から、県からの条例派遣職員、それから公社のOB職員によって、業務に必要な人員の配置をしたいということでございます。

(3)の産業団地については前回の案と同様でございますので、説明は省かせていただきます。説明は以上でございます。

(市川部会長)

公社の関係の追加説明を受けましたが、それにつきまして委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

基本的にはこういう方向でよろしゅうございますか。

では一つだけ質問しておきますけれども、規模を縮小して総務部門というのを他の団体あるいは県で行うと。これは、団体なら団体の事務は全部そこで行うべきだと思うんですけれども、これはどういう考え方だということですか。土地開発公社の事務をほかでやるという、総務部門というのは具体的にどういうものですか。

(藤森行政改革課長)

経理でありますとか、それから職員、当然、県の派遣職員なり、公社のOB職員はいますので、その給与なり、そういったものを総務部門で担当してもらわなければいけないということで、それをほかの外郭団体もしくは県の職員が担ったらどうかと。そのことによって、公社独自の職員を抱える必要はこういう部門についてはないのではないかとという考え方でございます。

(市川部会長)

どちらでもいいんですけれども、この項目はない方がすっきりするのではないかと、こういうように思いますけれども。細かいことですから、これはもうそちらの団体がどういう形で事務処理をするかという問題だと思うので、これはなくてもいいのではないかと、私はそんな感じがするんですけれども。

よろしゅうございますか。ないようでしたらこういう方向でまとめるといことで、次回にはこれをさらに文章化したもので最終案を示していただくと。基本的には了承ということですか。それでは次に長寿開発センター、よろしゅうございますか。

(財)長野県長寿社会開発センター

(藤森行政改革課長)

それでは今の資料の13ページをお願いいたします。長寿社会開発センターにつきましては、前回までの議論の中では、老人大学、県直営化になっているのを、前のセンターに委託する方式に戻してほしいというところで議論がずっとされておりました。部会の議論の中では、その直営化を委託方式に戻してもメリットがあるかどうか疑問であるというようなこと、それからセンターの自主事業にいつそのことしてしまったらどうかというようなご意見がございました。そのようなことを踏まえて、所管の社会部の方で検討した内容でございます。センターへの委託事業に戻すということではなくて、センターの自主事業ということで、県としては必要な範囲でその自主事業に対する支援を行うというような形にしたいということでございます。

13ページの真ん中よりちょっと下、「老人大学の見直し」というところがございます。これをごらんいただければと思いますが。老人大学の実施主体を県からセンターに移行して、他の事業と同様にセンターの自主事業とすると。これによって、センターの自立性を高めながら、ほかの元気高齢者施策と同様に、一体的に実施できるようにしたいということでございます。

老人大学の必要性につきましては、現在、中期総合計画を策定している途中でございますけれども、その中でも「健康長寿 1」ということを目標にしておりますし、高齢者の社会参加の推進ということも言っております。そのような中で、老人大学も重要な施策として位置づけていくという考え方であると。それと、いろいろな元気高齢者施策を一元化して、シニアリーダー実践講座だとか、賛助会事業といったようなものとあわせた形で、センターで実施をするということにしたいということでございます。

どのような形にするかというのがウのところでございますが、実施主体の変更、今は県の直営、それからその前は県の委託事業ということで、いずれにしる県の事業として行ってきたわけでございますけれども、これをセンターの自主事業にしたいと。県はセンターの運営費の一部を補助するような形にしたいということでございます。それと、受講生の負担の増ということで、現在、受講生の方には、1年間2,000円ということで負担をしていただいているわけでございますけれども、それを少し見直しをしたいということでございます。それと、カリキュラムの見直しもしていきたいということで、センターの自主事業とすることによって、ほかの施策と一体的な運営をまさにしていきたいということでございます。県とすれば、その受講生の負担であるとか、ほかの財源の不足分を運営費の一部という形で補助をしたいということでございます。

それから老人大学以外のところで、14ページをごらんいただければと思いますが、市町村等との連携強化ということで、基本的な高齢者施策の地域における中心的な実施主体は市町村であるということで、長寿社会開発センターも入った中で、「高齢者地域活動会議」といったようなものを設けて、市町村であるとか、市町村社協といった関係機関との連携を深めて、元気高齢者の活動の場づくりをさらに積極的に進めていきたいということでございます。

以上が前回までの議論を踏まえて、社会部でこのような形にしたいということで資料をお出ししたものでございます。以上でございます。

(市川部会長)

長寿社会開発センター関係の説明をお聞きし、老人大学の関係の説明がございました。各委員さん、いかがでしょうか。

(岡村委員)

もう基本的にはこの方針で、私は結構だと思います。一つは要望的な意見というか、経費縮減対策として、ここで、資料代のほかに謝金等の一部を授業料として負担をいただくということが打ち出されておまして、これはもう受益者負担というのは、私、当然あってもいいと思うんですけれども、ただ問題はあまり過大にならないような授業料の設定、どこが過大であってどこが妥当な金額というその算定は非常に難しいと思うんですけれども、適正な水準をぜひ導き出して、このようなお願いしたいと思います。

それからもう一つは、(元気高齢者施策を)一体的に実施した方が、私もやっぱり効率的に事業を実施できるのかなというような思いはしております。以上であります。

(小林委員)

これも要望なんですけど、この市町村等との連携強化の中に入っているのかもしれないけれど

も、老人大学も市町村がやっているのと県がやっているのとそれぞれあるということですが。これもやはり、受講者からすれば、それぞれがそれぞれでやっているというよりは、やはり何か特徴があってそれぞれに位置づけがあった方が、いわゆる資源の効率化ということを含めていいのではないかなというふうに思うんですが。その辺も一応、ご検討いただければというふうに思います。

（市川部会長）

ほかにいかがですか。今、受講生負担ということがありましたけれども。事務局へ任せますけれども、ここで書くかなと。最終報告書案が最後の資料4にあるわけですが。部会としては、ここまで詰め切れないと私は思います。具体的な段階でどうするかということは、センターと県の調整の中で、私はやってもらえばいいと思います。とすれば、それを除けば、基本的にはいいと思うんですが。

ただ、余分になってしまうんですけれども、賛助会費で、メンバーを増やしながらか源調達をしているわけです。そういう意味では、やっぱりこの文書の中でところどころ出てきますけれども、自立性という言葉を使っていますが、やはり自主事業をセンターは積極的に展開して賛助会員を募っていくということは、この団体の持っている一つの特徴だと思うんです。その辺はやっぱりこれからも検討して、力を入れていってほしいと思いますし、その中で、センターの存在価値を高めていく必要があるのではないかなと、市町村から見た場合に。そういう面は特に、行政に、市にいたものからの感じからすると、そういう必要性は十分にあるのではないかなと、こんなふうに思います。

それと、「他団体との事務局統合」というのがありますけれども。他団体というのは、具体的に出した方がいいんですか、その辺はどうですか、事務局の考え方は。

（藤森行政改革課長）

今のところ県の社会福祉協議会を念頭に置いておりますけれども、まだ必ずしもそこというふうに特定しているわけではないものですから、このような表現にさせていただいております。

（沼尾委員）

今、部会長のご要望を伺って、ここまで詰める必要はないのかもしれませんが。このセンターに県が運営費を補助するというのは、恒久的にやるということですか。つまりセンターの自立性を高めていくといった場合に、もはや県の運営費の補助がなくてもできるような状態まで高めていくということが想定されているのかどうかということともかかわってくると思うんですが。当面補助をするのか、それとも永久的に、恒久的に補助をするのか。これちょっとどちらかで変わってくるのではないかなと思うんですけれども。その点はどんな感じなんでしょうか。

（藤森行政改革課長）

14ページに県の責任ということで書いてあるんですけれども。やはりセンターの事業そのものは公益性があるだろうと。それと、企業だとか、個人だとか、幅広い方々が活動に参加している、公的な事業に参加しているということで、一定の県の支援というか、財政的な支援というものは

必要なのではないかなというふうに考えております。

ただ、委員おっしゃるように、例えば賛助会費というものをセンターのまさに活動費としていただいております。それから今の老人大学では受講生の負担もいただいているということで、当然そういった他の財源をいかに増やして活用していくかということをもまず考えなければいけないのではないかと。それでも足りない部分、自主努力しても足りない部分については、県としても一定の責任を果たしていくということは、今後とも必要なのではないかなというふうに考えているということでございます。

(沼尾委員)

必要な分は県が補助するという考えでよろしいのでしょうか。

(藤森行政改革課長)

そうです。

(市川部会長)

これに限らず、他の公益的な団体は常にそういう方向で行ってもらいたいと思います。そうあってほしいというふうに思うんですが、それぞれ事情があるから。よろしゅうございますか。その辺もちょっと表現としてこの中にわかるように入れておいてほしいと思うんですが。

ではそういうことで、基本的にはこの案でよいということで、次回までには、報告書案を示していただきたいと思います。

それでは次に行きます、下水道公社お願いします。

(財)長野県下水道公社

(藤森行政改革課長)

下水道公社については、資料の19ページをお願いいたします。下水道公社につきましては、今の改革基本方針の中でプロパー職員を登用して団体の自立性を高める、それから流域下水道の発注業務を県直接として、公社は民間事業者の評価・監視について県を補完するという内容になっているわけでございます。

一つ、プロパー職員の育成を進めるということに関しては、前回の部会の中で、23年度末までに県職員の派遣を廃止するというので、プロパー職員の育成を含めてアクションプランをお示ししたところでございます。流域下水道の関係につきましては、右上の所管部局及び団体の主張の2つ目のポツのところなんですが、平成27年度から流域下水道の発注業務、それから評価・監視、下水道管理者としての業務については県が直接やると。その他の業務については民間事業者が行うということと考えております。今まで、前回までの議論の中で、民間委託と下水道公社のかかわりについて議論がなされております。そういったものを踏まえて、改めて考え方を整理したものでございます。

内容につきましては、別の資料を用意してございますのでそちらで説明をさせていただきます。資料3のA3横の資料でございます。上の方が流域下水道の維持管理の関係でございます。当面

の姿と将来像ということで、当面の姿ということで、まずは民間事業者への委託範囲を拡大するというので、平成21年度から3か年契約の包括的な民間委託を実施したいということでございます。現在ですけれども、平成18年度から性能発注の試行を、これは単年度契約で平成20年度までの3年間で予定をして、現在進めているところでございます。それに引き続く平成21年度からは、図のような形で下水道公社が現在担っている部分を、さらに民間委託への範囲を拡大していきたいということで、3年契約の包括的民間委託をしたいということでございます。

当面そのような形ということなのですが、さらに最終的には、右の将来像にあるような形にしたいということで、現在、県それから下水道公社が担っている部分については、本来、下水道管理者は県でございますので、県が直接実施をします。それ以外の部分については民間事業者にやってもらうということで、下水道公社もその候補の1人にはなり得ると思っておりますけれども、今のように特別な扱いはしないということにしたいということでございます。

将来像ということで、どのようなスケジュールで進めるかというのが真ん中に記載してございますけれども、包括的民間委託を21年度から3年間やって、そのあとに引き続く3年間につきましては、現在、流域下水道が4か所ございます。そのうちの1か所を右のような方式にして試行してみたいと。それから、それを3年間やって、そのあと27年度からはすべての流域下水道で同様な形にしたいということで考えております。

真ん中辺に将来像実現に向けた取り組みということで、このような形にいたしますと、当然県が公社に今やってもらっている部分については自分(県)でやらなくてはいけないということで、それなりの体制を整えなくてはならないし、公社からの技術移転もする必要があるということ。それと、下水道公社のプロパー職員の処遇についても配慮をする必要がある。あるいは流域下水道の関連市町村の理解と協力を求めたり、WTO協定に基づいた国際入札をするというような形もございますので、地域経済への影響についても配慮をする必要があるというようなことを考えております。

それと下の部分でございますが、これについては「公社自立へのアクションプラン」ということで、前回、詳しい資料で説明をさせていただいたわけでございます。平成23年度末までに県職員の派遣を廃止して、公社そのものの組織のスリム化をする、あるいはプロパー職員のマネジメント能力を向上させるということで、こういったことを通じて公社の自立への道を進めると。

それから公社の将来像ということで、公社の公益的な事業を拡大するということと、県・市町村への支援ということをやっていききたいと。特に市町村の公共下水道の建設でありますとか、維持管理については、今後とも一定の業務量はあるというふうに考えておりますけれども、こういったものを公社の将来像として考えているということでございます。

いずれにしろ、直接的な県の関与はなくしていくという方向性を考えておりまして、現在の改革基本方針よりもさらに一歩進んだような形で公社の自立性を高めていきたいと、もしくは県の関与を薄めていきたいというふうに考えているということでございます。説明は以上でございます。

(市川部会長)

前回、大分議論いたしましたが大分きれいにすっきり、ある意味では整理をされてきたかと、このように思います。各委員の方からご意見がありましたらお願いします。

(小林委員)

わかりました。本当に大分変わってきたなという気がするんですが。公社の将来像のところ、県・市町村への支援の中にいろいろな業務がありますね。中には、例えば指定管理者制度の導入及び評価とかというのがあるんですが。ということは、この将来の公社というのは、いわゆる一民間業者として受託をするという機能と、これはまた別の話なんでしょうか。要するに将来の公社は、一民間業者としてこういうものを受託するという場合も、そういうことも将来の中に入っているのかどうなのか、その辺をちょっと確認したいんですが。

(青柳生活排水対策課長)

生活排水対策課長でございます。どうもいろいろご心配いただいて本当にありがとうございます。今のご質問でございますけれども、公社の将来像につきましては、公益財団法人を目指しておりますので、公益財団法人として仕事をする部分もございますが、民間の事業者と競合する部分については、一事業者として競争の中で仕事を受けていくという考え方でございます。

(小林委員)

そうすると、ではこれは、文章を見ると、指定管理者制度の導入及び評価というふうな形になっているんですが、そうすると、何か評価する側のような気がしたんですが、そうではないんですね。

(青柳生活排水対策課長)

県と市町村への、流域下水道管理者あるいは公共下水道管理者に対する支援ですからお手伝いということで。例えば市町村が指定管理者制度を導入するときのお手伝い、それから導入したあとの指定管理者に対する評価の一部を支援というか、お手伝いをするというイメージで考えております。

(小林委員)

わかりました。ではそれはまた一民間業者が手を挙げてきて、いわゆる指定管理者としてやることはまた違う機能の話ですね。そうするとこのほかにもう一つ、いわゆる民間業者と同じところで業務受託をするというのがあるということになるんでしょうか。

(青柳生活排水対策課長)

はい、それはこちらといたしますと下水処理場の運転管理ということで、その中で形態として指定管理者制度も考えられるというふうに考えております。

(小林委員)

わかりました。

(青木委員)

ここのところで指定管理者の導入及び評価って入れてもおかしくないですかね。何かこれは県のところであって、公社の将来像ではないような気がするんですが、そうじゃないんですか。

(市川部会長)

これ、そういう仕事を受託としてやりたいということでしょうね。

(青柳生活排水対策課長)

はい。県であれ市町村であれ・・・

(市川部会長)

指定管理者制度を導入したあと、そうすると、何年に一度見直しがなされるときの、そういうものの客観的評価みたいな仕事をしたいということですね。

(青柳生活排水対策課長)

はい、そのとおりでございます。

(市川部会長)

そういう仕事を受託したいということですね。市町村は多分、専門機関はないですから、もう一回どこかへ出さなくてはいけないと。そういう稼ぐ方の仕事の一つということですね、率直に言うと。

(小林委員)

そういう意味では、これわかりやすさということからすれば、県・市町村への支援というのは、まさにそのコンサル業務的な意味だと思うんですね。それと、いわゆる受託業者としてやる部分は、支援というより一民間業者として業務を受託するわけですから、それはまたちょっと違うような気はするんですね。公社だけではなくて、その部分についてはほかのところもいろいろ参加してくるといってお話でしょうか。(下水道処理場の運転管理という項目は記載せず)3つの(項目の)方がわかりやすんじゃないかという気はするんですが、いかがですか。

(市川部会長)

現場の管理とコンサルタントを別にやるということですね。それはまた整理していただければ。

(岡村委員)

これは前回の議論を踏まえて、これだけ整理をしていただきましたので、ここまで踏み込まれた内容、特に具体的な期日とか、その取り組みの内容を明確に示されておられますので、私はこの内容を高く評価したいと思います。

これはこの公社だけではなくて、すべてに言われるわけですがけれども。さっきも部会長、ほかのことにたとえて言いましたけれども、何が何でも県の関与を廃止すればいいというものではなくて、公社が設立されたいきさつ、それから県と公社の、ここにありますけれども補完関係、こ

ういったものを評価して、県全体としていかに効率的な運用がなされるかということが図られれば、本来の目的だと思います。ということからいくと、これだけ踏み込んだ内容というのは、やっぱり十分評価してもいいんじゃないかなと思いますけれども。

(市川部会長)

各委員よろしゅうございますか。それではこういう方向で、最終案をまとめていただきたいと思います。

余談ですけれども、よほど頑張って仕事をとらないと公社はつぶれてしまう。相当頑張らなくてはいけないと思います。ある意味では民間と競争する部分が。公社は民間と言え民間ですけれども。

3団体の方は以上でよろしゅうございますね。それぞれについては、報告書案にまとめていただくということで。

それではあと資料4の方へ入っていいわけですか。前回までに方向性を決めた団体に対する報告書案の説明ということで、資料4関係に入りたいと思います。それではお願いします。

## (2) 行政機構審議会への報告案の検討

(藤森行政改革課長)

(資料4の説明)

(市川部会長)

報告案、まだ全部でき上がっているわけではないですが、仮にまとめていただいたものにつきまして説明をしていただきました。これに関しまして、各委員の方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(小林委員)

「今後の進め方」のところにもかかわってくるかと思いますが、この外郭団体、存続していく団体は、それぞれがいわゆるその組織のミッション、存在意義があるからこれをやっていこうということになったわけですね。そういう意味では、それをやはりきちっと明らかにするというのと、それを具体的には、どういうふうに行うにして、今やってきているのかということ、いわゆる県で今、事業評価というものがありますが、そういうようなことも今後、必要ではないかなというふうに思うんですね。それは一つはその組織にとって一つの行動を、目標管理を明確にするということ。もう一つは県民に対しても、この組織は何をしているのかということが、具体的にどういう成果を上げているのかということを明らかにするということが非常に大事ではないかと思うんですが。この点、どんなふうにとまとめたらいいかちょっとわかりませんが。今、その事業評価、ほとんどの自治体はやっていらっしゃいますよね、行政の方は。そういった形が何か必要ではないかと思うんですが。

(市川部会長)

今、各団体の政策評価みたいなものはやっていないんですか。

(藤森行政改革課長)

統一的にそれをやっているということはないかと思えます。中小企業振興センターは、そのようなことを始めているというふうには聞いておりますけれども、統一的にやっているということではないので。それについては、今、小林委員がおっしゃったようなことをちょっと考えさせていただいて、この中に盛り込む形でやらせていただきたいなど。

(市川部会長)

県庁自体は政策評価をやっているのですか。

(藤森行政改革課長)

県では、事業評価といったような形で数年前からやって公表している状況です。

(沼尾委員)

その中には(外郭団体の評価は)入っていないんですか。要は表裏一体ということがあるじゃないですか。

(市川部会長)

むしろ一緒にやるべき問題かなという感じがいたしますけれども。

(沼尾委員)

全事業、毎年やっているんですか。

(藤森行政政策課長)

基本的には全事業をやっているんですが、例えばこの事業について目的だとか成果だとか、それから今どんなような評価をしているという、非常に細かい評価をしているものと、それとそれ以外の、細かい評価をしないというのも、今後どうしていくかというようなことを中心とした評価を、2種類ほどに分けておりますけれども、一応、基本的には、全事業をやっているということでございます。

例えば県が外郭団体に補助金を出しているというようなものがあって、そういったものについては、県としての補助事業の評価をしているんだけど、団体の評価そのものというのはやっていないというのが実情です。

(小林委員)

ちょっと補足みたいなんですけれども。当然、団体みずからが、それを管理する所管部署が、点検努力ではないのですが、団体みずからが今の存在意義をはっきりさせて定義をしていくということが大事だということと。特につくったときは、財団というのはいわゆる必要性があつてつくっているんですけれども、時代の変化とともに、どんどん外部環境が変わったときに、それが

もう既に使命が終わるというものがあると思うんですね。第三者から見て、いわゆる県民が、一般的な人たちが何となくもう不信感があるのは、そういう使命を終えたものがまだやっているのではないかという部分があると思うんです。

そういう意味では、やっぱり団体みずからがそれをきちっと定義して、それに対して評価していくということをみずから出してくるということは、これ非常に信頼性を増してくるのではないかというふうに思うんですけれども。

(市川部会長)

大事な点ですね。資料4の「4、今後の外郭団体の見直しの進め方」の(2)のところにそのような記述が入っているんですが。当然、その中に書いてもらえばいいんだらうと思うんですが。

(小林委員)

これは改革の状況のということですね・・・

(市川部会長)

状況の変化ということの中で一緒に。さきほど、沼尾委員おっしゃられましたけれども、実際において、表裏一体で仕事をしているので、県の政策評価をやれば、当然そちらも評価が自動的になされていくものが大部分あるわけであって。それと全く自主事業の方になってきますと、それはそれでまた団体のほうがきちっと評価するということだと思うんですけれども。大体、外郭団体は政策補完でつくっているはずですから、県の方できちっとやれば関連して評価が当然なされる。なされなければ全体の評価ができ上がっていないと、こういうような関係だと思うんです。

今、長野市もそういう評価を盛んにやっています、外郭団体が県ほど密接に結びついていない面があるので、ちょっと違う面があるんですけれども。当然、評価は同じレベルでやっていくということだし、外郭団体も当然求められて当たり前ということではないかと思えます。そういう意味で、この中に書いていただいた方がいいんだらうと思えますが。ほかの委員はいかがですか。

(沼尾委員)

評価の必要性はもちろんあると思うんですが、一方で、どこの自治体かは申し上げませんが、どうも政策評価がルーチンになると、あれはもう紙をつくる、書類をつくる仕事でしかないのかなというような印象がありまして。毎年やっても意味があるのかなというような考え方、意見を同時に持っているのです。

要は本当に効果が上がるような評価をする。そういう意味では、評価の評価が必要なかもしれませんが、そんなことはややこしくなるので。常に点検をするという姿勢が、あるいはくせでつくっているかもしれませんが、それを身につけるためには、ああいうルーチンを評価の存在意義は認めるんですけれども、どうも最近はだれてきたなというような、多くの自治体で見られるので、そこのところも同時に、評価の問題も考えていただいた上で評価をやっていく方がいいのではないのかなと。まあぼやきですけれどもね。

(市川部会長)

確実に、毎年やる必要のないものというものも随分あるのではないかと。そんなのに物理的に労力ばかりとられまして、あんまりやると、それが非常に職員の毎日の業務の中でウエイトが高くなってしまうと困るんですがね。

(沼尾委員)

そういうことでいけば、一度つくってしまえば数字だけ変えればいいのか、そういう余地も出てきて。そうなると、何のための作業かということがますますわからないんですね。

(市川部会長)

行政改革課の大変な課題となると。ほかにご意見はいかがですか。基本的には、了承ということで。

(沼尾委員)

30ページの(4)です。「指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性」、先ほどご説明いただいたことで理解しているつもりなんです。確認の意味でお伺いするんですけれども。第3段落の下から2行目ですか、「企画立案機能までも含めて指定管理者に担わせるようなことが適当であるかどうか」、これを検討するということですね。この企画立案というのは、どのレベルのものなのかというのが、ちょっと不分明かなというところがありまして。やはり、例えば県民文化会館でしたか、文化事業団、それについてこの部会で指摘があったところ、それを踏まえてお書きいただいたということなんですが。あの場合ですと、文化政策の企画立案は県でやるべきであると、その政策に基づいて、指定管理者は何をするのかという話、そういう考え方でもう一回整理したと、そういう趣旨だと思うんですが。ここの企画立案機能までも指定管理者に担わせるというのは、今、長野県では、文化政策の企画立案を指定管理者に頼ってやっている部分があるじゃないかという、そういうニュアンスでよろしいんですか。

(藤森行政改革課長)

企画立案機能という、ちょっと表現が適当でなかったかもしれないんですけれども。

(沼尾委員)

いろいろなレベルがあると思うんです。

(藤森行政改革課長)

例えば念頭に置いていますのは、信濃美術館の学芸員機能、信濃美術館という施設の企画立案と言いますか、学芸員の機能まで指定管理者に任せていいのかどうか、その辺は県が直接やるのか、もしくは文化振興事業団という公的なセクションにやらせるのかというようなところが、うまく整理できていないというようなところで申し上げました。企画立案とただだけではちょっと誤解を生じる、まさに県の文化振興施策までやらせる云々というようなところとらえられますと、ちょっと表現を変えなくてははいけないかもしれません。

(沼尾委員)

ご検討いただきたいと思います。

(市川部会長)

ほかはよろしゅうございますか。県管理施設の企画立案、何か難しいところがあるんですよね、ものによって大分変わってくるんですね。健康増進みたいなものだったら、基本方針だけ示しておけば、あとはもう内容はそちらでいいよと。それはもうそちらの裁量でどうぞ自由にという。なかなかそういうのは難しいですね。長野市なんかを見ていてもそういう点がありますけれどもね。

(沼尾委員)

そういうわけにはいかないと。

(市川部会長)

いかないですね、ケースケースで判断するということはあると思います。

ほかはよろしゅうございますか。それでは、今、いろいろな意見が出ましたし、また本日検討した3つの団体も若干修正もあるかと思いますが、おおむねは了解ということで。そういう形で基本的には。次回は、では最終的な報告案の検討をするということで、本日はこの辺でよろしいですか。

### 3 閉 会

(事務局)

そうしましたら、次回は9月18日火曜日に開催をさせていただきたいと思います。詳細につきましては、文書で改めて通知をさせていただきます。

(市川部会長)

次回をもって最終ということで。ご苦労様でした。